

2011年12月26日

株式会社データフェイス 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定、2010年8月22日に認定更新されました。（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体において、貴社が提供するセクターオークション（以下、「オークション」という）のweb画面上の表記と利用規約等を検討し、2011年10月26日付「お問い合わせ」を送付したところ、貴社よりご返答をいただけませんでした。

当団体は、ホームページの表記に関して不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という）に反する内容であること、及び、利用規約に関して消費者契約法に反して不当と思われる点があると判断し、貴社に対して下記のとおりホームページの表記の削除等の対応をしていただくよう申し入れるものです。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2012年1月31日までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降の全ての経緯・内容を当団体ホームページ等で

公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

第1． 貴社が提供するオークションの web 画面上の表記について

1． 申入れの趣旨

貴社が提供するオークションの web 画面上の表記について、下記の表現の削除を求めます。

- ①貴社ホームページ (<http://selecter.jp/>) の「衝撃の激安 Selecter オークション」や「激安パソコン・激安テレビ・激安家電・激安ゲーム機・超特価品ばかり並んでいる驚愕の超激安セクターオークション！欲しいもの何でも！格安価格のオークション！」
- ②同ページの「使い方」にある「セクターオークションは最新電化製品からブランド品まで全て新品、格安の最大 **99%OFF** で落札できる新しいオークションです」
- ③貴社の別のホームページ (<http://www.netauction-search.com/mirror01/z9uRgbZa.html>) の「ほしいもの、最大、**99%OFF!**」
- ④上記に類する表記

2． 申入れの理由

貴社が提供するオークションの web 画面について、上記のような表記は、以下に詳述するとおり景品表示法 10 条 2 号に該当します。

貴社が提供するオークションは、いわゆる「ペニーオークション」といわれるものであり、入札するたびに 75 円のコイン（以下、「入札手数料」という）が必要となるインターネットオークションです。入札スタート価格が 0 円で、1 回の入札金額の単価が 1 円から 10 円（ビギナーコースは 15 円）となっています。また、利用者が入札するたびに入札可能な時間が 20 秒延長されることから、利用者が競り合った場合には際限なく入札が行われることとなります。

この点で、貴社が提供するオークションは、落札価格のほかに多額の入札手数料を支払う必要があり、落札できなかった場合でも入札手数料の支払いが必要となります。

景品表示法第 10 条 2 号該当性の有無は、事業者の主観とは関係なく、消費者が当該表示についてどのような印象を受けるかによって決まるとされています。よって、一部の商品が少額の入札手数料で落札できることがあるとしても、落札

の有無にかかわらず多額の入札手数料を要することがある以上、利用者が格安で購入できると誤認すると考えられます。

つまり、貴社が提供するオークションに入札参加する場合、1回入札するたびに75円の入札手数料が別途かかることや、落札できなかった場合でも入札に要した手数料の支払いが必要であることを明記せず、あたかも格安で購入できるかのような表記を行うことは、利用者が入札に参加し、落札の有無にかかわらず入札に要した手数料を支払うことや落札した商品金額に入札に要した手数料を加えた金額が必要となることから、「商品の取引条件」について「同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」に該当します（景品表示法10条2号）。

この点について、消費者庁が2011年3月31日付で公表した「いわゆる『ペニーオークション』運営業者に対する景品表示法に基づく措置命令等について」に示されているとおりです。

～消費者庁が2011年3月31日公表した措置命令より～

- ①ポイントオークション（※以下、「ペニーオークション」）の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すもの
- ②ペニーオークションに出品された商品の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの

第2. 貴社の利用規約第10条1項・2項及び第12条5項について

1. 申入れの趣旨

第10条（本サービスの変更、譲渡、終了）

- 1. 当社は、本サービスの内容や仕様の変更及び譲渡について、利用者に対する事前の通知なくいつでもできるものとし、これにより利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、本サービスの中断や終了について、利用者に対する事前の通知なくいつでもできるものとし、これにより利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

第12条（免責）

- 5. 当社は、いかなる場合でも、利用者の逸失利益、間接損害、特別損害、弁護士費用、その他本条に規定のない損害を賠償しないものとします。

上記、利用規約の各条項の削除を求めます。

2 申入れの理由

利用規約第10条では、「本サービスの内容の仕様の変更及び譲渡」が行われた場合や「本サービスの中断や終了」について「利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わない」としています。しかし、貴社が提供するオークションを利用するには、事前に入札手数料を購入する必要があり、利用者に対して事前の通知なくサービスの譲渡や中断、終了が行われれば、利用者が貴社の提供するオークションを利用できないばかりか、事前に購入した入札手数料も使用することができなくなります。

すなわち、貴社が提供するオークションを利用できなくなった場合や入札手数料が無効となった場合、民法の一般原則によれば、そうした事態の発生について貴社に故意・過失がある場合には債務不履行や不法行為にもとづく損害賠償責任を免れません（民法415条、709条）。この規約は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（消費者契約法8条1項1号）或いは消費者契約における事業者の債務の履行に際してなされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項（消費者契約法8条1項3号）に該当し、同条項1号あるいは3号により無効です。

同様に、利用規約第12条も、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（消費者契約法8条1項1号）或いは消費者契約における事業者の債務の履行に際してなされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項（消費者契約法8条1項3号）に該当し、同条項1号あるいは3号により無効です。

以 上